

2020年4月24日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
総務大臣 高市 早苗 殿
内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 橋本 聖子 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

特定非営利活動法人 全国女性シェルターネット
共同代表 北仲 千里

特別定額給付金（仮称）における DV・虐待被害者への配慮に関する要望書

3月30日に私たちが要望しました点について、迅速にご対応いただき、感謝申し上げます。特に今回の一律10万円の給付金に関して、住民票を移さないまま、DVを理由に家を出ている配偶者や子どもも受け取れる措置の発表を受けて、「これで給付金が受け取れる」という安堵や喜びの声が私たちのもとにもたくさん寄せられています。民間シェルターでの相談支援でも確認書の要件となるという柔軟な対応もいただいたこと、本当にありがとうございました。

しかしながら、地方自治体で対応がまだ追いついていないところも多く、この給付金の申出手続きなどについて、要望や質問が現場から上がってきましたので、この点について、要望させていただきます。

要望事項

1. DVで避難している被害者への支援策について

- (1) 申出期限が4月30日まででは、期間が短かすぎます。周知も行き届いておらず、各自治体での受付準備も整っていないようです。せめて5月末までに延長していただきたいと思います。または給付金そのものの申請の〆切と同一の日まで受け付けるなどにして下さい。
- (2) 公表されている措置の内容がわかりにくいので、もっとわかりやすい広報をお願いします。とくに、児童虐待の被害者や無戸籍（DV被害からの避難との関係で）の人への措置も合わせた手続きの案内を作っていただきたいと思います（できれば多言語で）。
- (3) 「平成31年4月以降に避難した人」が「確認書」の対象であるという要件を外してく

ださい。3年～10年以上前に避難した人で住民票はそのまのケースがたくさんあります。1年以上前に避難した人であっても、民間シェルターや行政の相談窓口が確認した事案の申出は、受け付けてください。

2. 受付自治体での対応に関すること

(1) 申出書を受け取る自治体では、民間支援団体が発行した相談証明書を速やかに採用してください。

(2) 現に居住しているところ以外の自治体（住民票がある自治体や第三の自治体）に申出た場合でも柔軟に受け付けて迅速に対応してください（住民票を移せず、また現に居住している地域の自治体にも申し出られない。住んでいる自治体で働いていることがあるなどのため）。

(3) 現在の避難先の居所が被害者名義でないため（妹など）、本人宛の公的な現住所の確認が難しいケースがあります。また避難したばかりで、本人宛の転送郵便のDM位しかないケースもあります。その様な場合も本人の申出を受け付けるなど、柔軟な対応を求めます。

3. 今回の給付金の支給方法について

(1) 同居中のDV被害者は受領できないので、振込先は世帯主ではなく、未成年者以外の同居人については本人の口座が記入でき、そこに振り込まれるようにしてください。

(2) すべての世帯主宛の通知書に、「実際に同居していない家族の分を申請した場合、後日返還請求する」旨を記載するなどの配慮をしてください。

(3) 給付金の通知書は転送不可郵便にしないでください。

離婚後も夫と同じ住所地に住民登録している被害者や、世帯分離はしていても夫と同一住所のため、郵便が夫の住所に届く被害者がいるためです。

以上